

決裁区分	部長	課長	課長補佐	担当技幹	起案	分類	0・2・4
丙	谷屋	諸星	志村	山口	志村	起案	23・9・8
						決裁	23・9・15
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 23 年度 第 2 回 シンボル事業③調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 23 年 9 月 8 日 (木) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 0 分	
開催場所	本庁舎議会第 4 会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	
	こども育成課課長補佐(こども育成担当)	高齢介護課主査(在宅高齢者支援担当)
	財産管理課主事(財産管理担当)	北公民館長
	市民自治振興課主任主事(市民活動支援担当) 課長補佐代理出席	
	事務局	公共施設再配置推進課課長補佐(公共施設再配置推進担当) 公共施設再配置推進課施設保全調整担当技幹
議 題	1 各課における課題と今後の対応について	
	2 その他	
配付資料	資料 1 シンボル事業③に関する課題・疑問点等及び対応策	
	資料 2 曾屋ふれあい会館の平成 22 年度利用状況	
	資料 3 無償譲渡の対象とする財産及び開放型自治会館への誘導策(案)	
<b>会 議 結 果</b>		
<p>① 児童館は古いところが多いが、それで自治会が受け取るか？  ⇒ 古いといっても、耐震補強もしてあり、10年くらいは使うことができるだろう。実際に昨年度テレビ放映されたあとに、自治会長から譲り受けてもいいという話があった場所もある。なお、全部をすぐにでもという話ではない。計画策定時にこども育成課からの意見を受けて、第1期基本計画の10年をかけて、条件が整った場所から順次進めていく形に改めている。</p>		
<p>② 児童館の近くに公民館がない場合、児童館を廃止することに反対され、廃止はできないのでは。  ⇒ 維持・更新の財源はないので、機能を補完する策を講じたうえで、廃止にすることである。地域が自治会館等としても維持できないというのであれば、廃止するしかない。ただ廃止に反対されたから廃止しないというのではなく、どうしたらできるのかの視点に立って考えなければならない。</p>		
<p>③ 児童館を自治会に譲渡した場合、今いる児童厚生員はどうなるのか。自治会では雇えないと思うが。  ⇒ その建物で今と同じ機能を継続することはできない。機能補完を行う公民館の職員と入れ替え、公民館の職員として、主に児童館機能のために働いてもらうというイメージを持っている。また、自治会が受け取った場合は、今の機能のうち継続できるのは、コミュニティ保育など、定期的に決まった人間が利用する場合などに限られるだろう。</p>		
<p>④ 借地の施設は、譲渡できないのではないか。  ⇒ 賃料を払っている施設には、市に借地権という財産権があり、財産権の譲渡は可能である。ただし、何が何でも強引にというわけにはいかないだろう。地権者とよく話し合い、譲渡を認めてもらえないのであれば、閉館するしかないだろう。また、市の普通財産を建物所有目的で貸している場合は、建物の譲渡を名義書き換え承諾料を支払ってもらったうえで、認めている。借地取引慣行上、正当な行為であるので、そういう条件提示を行うという選択肢もある。</p>		

⑤ 曾屋ふれあい会館は、再配置計画で、平成25年度に廃館とする予定である。また、このことは、行革推進プランにも位置付けられており、それを見越して耐震補強工事も軽易な工事で済ませてある。平成25年度に廃館するためには、平成24年度中に機能補完のために必要な処置を講じなければならない。予算要求に向けて、担当課で検討を開始してほしい。

⑥ 機能補完の方法は、3通りを考えている。こども館で補完、末広ふれあいセンターで補完、開放型自治会館の建設で補完である。こども館で補完するためには、市史編さん担当が移転できるかが鍵になる。生涯学習課で検討を進めてほしい。開放型自治会館の建設を促す場合には、現在の補助メニューを充実させ、開放型に誘導する補助制度にしておく必要があると考えている。資料3の案を基に、検討してほしい。

⑦ 担当課で進められるものは、どんどん進めてほしい。その中で、わからないことなどあれば、事務局に尋ねてほしい。また、WGを開催する必要がある場合は、要請してほしい。なお、資料3の案については、後ほど意見照会するので、各課に持ち帰り、内容を検討してほしい。

備考	
----	--